

御浜町人権施策基本方針（案）へのパブリックコメント実施結果について

- 1 意見募集期間 令和元年12月18日（水）～令和2年1月20日（月）
- 2 意見数 1人（5件）
- 3 対応 A：意見の趣旨が案で示す方向と同様であるもの
B：意見を踏まえ、案を修正するもの
C：意見として承ったもの

| 項目 | ご意見 | 対応区分 | 回答（町の考え方） |
|---------|--|------|---|
| 事項全般 | 基本的にはこれで良いと思います。 | A | 「すべての人の人権を尊重する自分らしく輝いて暮らせる社会の実現」に向け、人権施策を総合的に推進していきます。 |
| 子供の人権 | 子供は将来の我が町、国を担う宝であると捉え、その可能性を最大限に育てるための教育を受ける権利を持つ。子供は保護者によって健康、健全に育てられる権利を持つ。 | A | 基本方針のとおり、子ども一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、子どもの立場に立って共に生きていく上でのパートナーとして認識を転換していく施策に取り組みます。 |
| 障がい者の人権 | 障害者であっても持ちうる能力により、支援を受けつつ人として生涯を送る権利を持つ。もし傷病により障害を持つことに及んでも、我が町で変わらず生活を送ることができるように最大限の支援を受ける権利を持つ。 | A | 基本方針のとおり、障がい者が一人の個人として尊重され、自己の能力を発揮して社会に参加し、生きがいのある生活を送ることができるよう、障がい者を社会全体で支援する取組みを強化します。 |

| | | | |
|---------------|---|----------|---|
| <p>高齢者の人権</p> | <p>生まれ育ち、生活を送ってきた場所で生涯を送れるよう最大限の支援受ける権利を持つ。</p> | <p>A</p> | <p>基本方針のとおり、要介護の有無に関わらず高齢者ができるだけ長年住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるよう、社会参加や在宅生活への自立支援を充実するとともに、介護保険事業の充実に努め、高齢者が地域の一員としてともに支え合えるまちづくりを総合的に推進します。</p> |
| <p>外国人の人権</p> | <p>難しい問題だと思いますが、日本国籍の取得を目的とする、日本人として生きると決めている人達にはその人権を尊重し同じ町民として受け入れたいと考えています。</p> <p>しかし、昨今、不当に生活保護や健康保険を受給しようとする外国籍の人々も後を絶たないと聞いていますので、その人たちに於いては同じ人権を認めるわけにはいかないと考えています。</p> | <p>C</p> | <p>基本方針のとおり、異なる文化や価値観・生活習慣に対するお互いの理解と認識を深め、地域社会の構成員として共に生きていく共生の社会づくりに向け、啓発活動や交流活動による相互理解の促進に努めます。</p> <p>一部の外国人の健康保険などへの不正受給対応につきましては、高額療養費等の支給申請時に、在留資格や渡航目的等の確認等、本人への聞き取り調査を行うこととしております。</p> |